

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、
包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該
監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
を次のとおり告示する。

令和8年5月27日

秋田市監査委員 鶴田嘉裕

秋田市監査委員 高井宏司

秋田市監査委員 藤田信

秋田市監査委員 堀内和恵

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
鈴木 實
岐阜県岐阜市神田町四丁目9番地1
バンベール岐阜ザ・タワー405号室
佐藤 哲也
愛知県一宮市野口一丁目16番17号
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和8年6月1日から令和9年3月31日まで